

岩手県告示第564号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成29年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

(1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア 設置をする者の名称 株式会社 大成

イ 設置をする者の住所 千葉県館山市北条314番地の1

ウ 法人の代表者の氏名 金 福東

(2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) 一関複合商業施設北東ブロック

(3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積

ア 所在地 一関市中里字神明地内

イ 敷地面積 33,007平方メートル

(4) 特定大規模集客施設の用途 店舗及び飲食店等

(5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 13,189平方メートル

(6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 13,189平方メートル

(7) 新設予定地の用途地域 準工業地域

(8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 平成30年1月7日

(9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 平成30年5月1日

(10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成31年1月15日

(11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

ア 利用者の人数の見込み 1日当たり約5,941人

イ 集客予定区域 新設予定地から半径5キロメートルの範囲

2 届出年月日 平成29年7月6日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成29年7月21日から同年9月21日まで

(2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに一関市役所、陸前高田市役所、奥州市役所、平泉町役場及び住田町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成29年7月28日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。